寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第14号

寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条 例(平成26年市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号口(2)」を「第140条の66第

1号イ」に改める。

(寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例(平成26年市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1項ロ(2)」を「第140条の66第1 号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」を「員数(寒河江市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、寒河江市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から同項第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該地区内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同

項第1号から同項第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。